

前年度実績に基づき算定できる加算等について
(障害者総合支援法)

下記加算等については、前年度実績を確定した上で、4月15日までに届け出ることにより、4月1日に遡って算定できます。

その他の加算等については、通常通り前月の15日までに届け出てください。

(下記以外の加算を4月15日までに提出した場合は、5月サービス提供分からの算定となります。)

サービス名	加算名
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護	1. 特定事業所加算 (従業者要件、重度障害者対応要件)
療養介護	1. 人員配置体制加算
生活介護	1. 人員配置体制加算
	2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	3. 就労移行支援体制加算
	4. 高次脳機能障害者支援体制加算
施設入所支援	1. 夜勤職員配置体制加算
	2. 重度障害者支援加算 (I)
	3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	4. 高次脳機能障害者支援体制加算
自立訓練	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	2. 夜間支援等体制加算 (I)、(II) ※宿泊型自立訓練のみ
	3. 地域移行支援体制強化加算 ※宿泊型自立訓練のみ
	4. 就労移行支援体制加算
	5. 通勤者生活支援加算 ※宿泊型自立訓練のみ
	6. 高次脳機能障害者支援体制加算
共同生活援助	1. 人員配置体制加算
	2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	3. 夜間支援等体制加算 (I)、(II)
	4. 通勤者生活支援加算
	5. 高次脳機能障害者支援体制加算
就労移行支援	1. 基本報酬
	2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	3. 就労支援関係研修修了加算
	4. 移行準備支援体制加算
	5. 高次脳機能障害者支援体制加算
就労継続支援A型・B型	1. 基本報酬
	2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	3. 目標工賃達成指導員配置加算※B型のみ
	4. 目標工賃達成加算※B型のみ
	5. 就労移行支援体制加算
	6. 重度者支援体制加算
	7. 高次脳機能障害者支援体制加算
就労定着支援	1. 基本報酬
	2. 就労定着実績体制加算
地域移行支援	1. 基本報酬 ※地域移行支援サービス費 (I) もしくは (II) を算定する場合